

## 記者会見要旨

(2025年12月9日)

### I 最近の協会、業界の主な動向

- はじめに、7月からスタートした協会執行部の経営方針の全体像をご説明したいと思います。<資料1>新執行部の経営方針をご覧ください。
- この図の経営方針の下、本部、16地域会一丸となって、3年間会務を執行してまいります。
- 円の中心には「信頼を創り、次世代が輝く社会へ」という目指すべき将来のビジョンを掲げております。会員のベクトルを一致させ、一体的な会務運営を行っていきたいと考えております。
- このビジョンを達成する上で、5つの目標を掲げております。5つの目標の中で、円の外側にある2つがミッション、もう1つがバリューになります。
- 我々が果たすべきミッションは、ビジョンでも掲げているとおり、「信頼を創り出す」ことです。信頼を創り出すなかで、監査は一丁目一番地であり、「監査の信頼性・魅力の向上」を第一に掲げております。
- ミッションの2番目は「社会課題解決への貢献」です。
- 約4万5千人の会員・準会員のうち、現在、監査法人に所属する会計士は4割ほどになります。他の6割は、税務業務、組織内会計士、コンサルティング業務など多様な業務領域で社会課題の解決に貢献しており、それぞれの立場で信頼を創り出すという使命を果たしております。
- そして、信頼創造という使命につながる我々のバリューは「優秀かつ多様な人材確保と育成」です。
- 先日、公認会計士試験の合格発表があり、受験者が昨年と比べ500人近く増加いたしました。合格者も昨年度比33人増の1,636人となっており、業界にとって、優秀かつ多様な人材を獲得することができていると考えております。
- 公認会計士資格取得前から資格取得後の継続的専門能力開発まで一体的な能力開発を行ってまいります。
- 使命を果たしながらビジョンを実現し、5年後、10年後に次世代が誇りを持ち、輝いて働くことができる業界を目指してまいります。
- その土台となるのが、円の下にある「会計リテラシーの向上」です。
- 公認会計士法の改正があり、国民の会計リテラシー向上のための会計教育の推進が当協会の会則に位置付けられました。会計教育の裾野をしっかりと広げながら、それを支える持続可能な基盤の確立も進めていきたいと考えております。
- 本日は、5つの目標のうち「監査の信頼性・魅力の向上」「社会課題解決への貢献」「優秀かつ多様な人材確保と育成」「会計リテラシーの向上」の4つについて順番に説明いたします。
- まずは、1点目として「監査の信頼性・魅力の向上」に関連して、8月8日付

けで当協会から公表したプレスリリース「当協会の調査について」お話しします。

16. 上場廃止の決定に至った上場企業における会計不祥事に関して、当該企業の監査に関与した会員に対して監査実施状況の調査を開始したと8月8日付けでプレスリリースを公表いたしました。
17. 現在も、当該企業の監査に関与した会員に対しての調査は継続しております。
18. 本件に関しては、早急な調査の完了を目指しております。調査が完了次第、その結果を踏まえ、適切な対応を行ってまいりますので、皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。
19. 続けて「監査の信頼性・魅力の向上」に関連して、有価証券報告書の株主総会前の開示の議論についてお話しします。
20. 2025年3月の金融担当大臣からの要請を契機に、2025年3月期においては、約6割の企業が株主総会前に有価証券報告書を開示しました。
21. 一方で、開示時期については、株主総会の数日前というケースが多数を占めており、目標となる株主総会の3週間以上前の開示には、まだまだ課題が多いという現状です。
22. 有価証券報告書の総会前開示を推進していくためには、株主総会の後ろ倒しなどの各企業における取組のほか、制度的には、企業情報開示の効率化、関係者の負担軽減の観点から、会社法の事業報告書と金融商品取引法の有価証券報告書の開示という二元的な開示制度を見直し、利用者のニーズに応じた情報を必要なタイミングで一本化して提供する制度としていく必要があると考えています。ただし、まずは現行法下で可能な、一体開示と十分な検討期間を確保した上での開示を進めていくことも必要と考えており、現在設置されている「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」においても、その旨意見を述べているところです。
23. 会社法と金融商品取引法の開示の一本化により、会計監査人による監査も一本化されることになります。会社法と金融商品取引法の二元的な開示制度の下では、開示タイミングと記載事項の差異が監査の効率性に影響を及ぼしていると考えられます。開示・監査を一本化し、監査の効率性を高め監査期間を確保することが、監査品質の維持・向上にもつながります。
24. 会社法と金融商品取引法による二元的な開示制度に関しては、法務省の法制審議会でも議題として取り上げられています。
25. 当協会は、8月22日付で、要望書「上場会社における情報開示の充実化・効率化のための制度整備について」を法務省に提出しており、今後も企業情報開示制度の充実化・効率化に向けた議論に積極的に協力していく所存です。
26. 次に2点目として「社会課題解決への貢献」に関連して、サステナビリティ情報開示及び保証制度についてご説明いたします。
27. 2025年7月17日に、金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループから、中間論点整理が公表され、現在も議論がなされているところです。当協会の会員もメンバーとして議論に参加し

ています。

28. サステナビリティ情報の保証制度に関しては、保証業務の品質確保の一つとして、保証基準や倫理基準が非常に重要となります。金融審議会での議論では、グローバルで活躍する企業が国際的な比較可能性を確保する観点から、国際基準と整合する基準の適用が適当ではないかという議論になっていきます。具体的には、保証基準は ISSA (International Standard on Sustainability Assurance) 5000、品質管理基準は ISQM (International Standard on Quality Management)、倫理基準は IESSA (International Ethics Standards for Sustainability Assurance) と呼ばれる国際基準がベースになることが想定されます。
29. 当協会は、これらの国際基準と整合する指針の公開草案を、10月15日に公表し、意見を募集しております。いただいたご意見を検討させていただいた上で、来年2026年3月頃には確定し、当協会の会員が利用できるように整備を進めております。
30. また、サステナビリティ情報の保証の担い手の議論に関しては、10月のサステナビリティWGにおいて、これらの国際的な基準に準拠して実施することができる者を「担い手」とすることが適当ではないかという考え方を示されました。
31. 当協会は、この考え方を賛同しており、また、こうした保証を実施できる者は、監査法人・公認会計士であり、それが適切であると考えております。
32. また、少なくとも5,000億円以上のプライム市場上場企業の保証については、監査法人において、十分な担い手を確保するよう、準備を進めています。
  
33. 3点目の「優秀かつ多様な人材確保と育成」に関しては、11月21日には公認会計士試験の合格発表がありました。先程述べたとおり、公認会計士試験の受験者、合格者が増加している状況です。
34. また、願書提出者に占める女性の割合は27.7%で公表が開始された2019年以降最も高く、合格者数に占める女性の割合は24.0%で、昨年と比べ1.6%増加いたしました。
35. しかし、「2030年度までに公認会計士試験合格者の女性比率を30%へ上昇させる」という女性会計士活躍の更なる促進のためのKPIには満たない状況です。女性会計士活躍の更なる促進のためのKPIの達成に向け、引き続き活動を進めてまいります。
  
36. 4点目の「会計リテラシーの向上」については、当協会が行っている会計教育の推進について、会計教育担当の鶴田副会長よりご説明いたします。

## II 会計教育の推進について

37. 当協会が行っている会計教育の推進についてお話しさせていただきます。
38. 「会計」は、あらゆる職業において社会を生き抜くための必須知識です。
39. 当協会では、社会における会計リテラシーの定着と会計の有用性に関する認識向上のための教育と位置付けて、会計教育の推進に取り組んでおり、会計

- 教育の大きな目標として、「全国民の会計リテラシー向上」を掲げております。
40. その全体像を示したのが『会計は、こちらです。』のパンフレットです。お手元に<資料2>パンフレットを配付していますので、詳細はそちらをご覧ください。
41. この全体像を踏まえ、当協会は会計教育に関する活動を3本柱として掲げております。1本目は、教員の方が「会計情報の活用」の内容を授業で扱いやするための「学校教育の支援」、2本目は、会計リテラシー普及に必要な情報提供を広く行う「メディアを使った浸透」、そして3本目は、公認会計士が講師となり児童・生徒に会計の意義や機能を伝える「会計教育講座」です。
42. 全ての世代に会計リテラシーは必要ですが、当協会では特に、若年層の会計リテラシーの向上の施策として、学校教育における会計教育の取組みを推進しています。
43. 学習指導要領の解説での記述に基づき、2021年及び2022年から、「会計情報の活用」として会計教育が組み込まれ、中学校においては「社会」、高等学校においては「公民」のカリキュラムの一環として指導が行われております。
44. 当協会は、初等中等教育における会計教育のよりいっそうの拡充のために、11月12日付で、「会計教育の充実に関する要望書」を中央教育審議会に提出いたしました。お手元に<資料4>要望書を配付していますので、詳細はそちらをご覧ください。
45. 社会・公民における取扱いの拡充のほか、総合・探究学習の時間など、教科を横断した会計教育の充実を要望する内容となっております。
46. このような教育現場での指導をサポートするために、当協会は、教員向けに『授業実践ガイドブック』を公表しております。
47. 2023年度より開催している社会科教員向けセミナーについて、本年度は2026年1月24日（土）に大阪、1月31日（土）に東京での開催を予定しております。
48. 教材の紹介や関連情報の発信などを目的とした教員向け学校教育支援サイト『会計探究ラボ』を本年度中に公開予定です。
49. また、当協会では、約20年にわたり、公認会計士による小中学生向け会計講座「ハロー！会計」を開催しております。
50. 「ハロー！会計」は、身近な経済活動等を題材に用いて会計の意義、重要性等を理解・浸透を図ることを目的とした会計講座です。
51. 当協会の地域会が中心となり、全国各地で実施しております。
52. この講座は、小・中学生を対象としており、無料で参加することができます。
53. 本日ご紹介した活動も含めた、協会の会計教育活動の普及体制の概要図が、最後のスライドになります。冒頭ご説明を差し上げた協会の会計教育活動の3本柱と対応する形で色を分けて記載をしております。
54. 標準の教育課程として「会計」が取り扱われることは、全国の学校で教員による授業を通じて子供たちに会計リテラシーを普及することに繋がります。
55. 学習指導要領において「会計」の事柄が取り扱われるよう、各所への説明や、浸透施策にも引き続き力を入れていきます。
56. また、昨今では、社会における会計リテラシーに関する認識は向上しつつあ

りますが、広く会計リテラシーを定着するための教育の機会や情報にアクセスする手段は、未だ十分に提供されているとは言えません。

57. 会計リテラシーの定着のためには、教育機関、行政機関、学術界、経済団体等が広く連携して取り組んでいく必要があります。
58. 当協会として会計に関する教育その他知識の普及・啓発のための活動をより一層推進してまいります。

以上